

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画 年次報告書 令和元年度版

(平成 30 年度に実施した取り組みの報告)



令和 2 年 3 月
茅ヶ崎市

表紙：湘南エコウェーブ 環境バスツアー

茅ヶ崎市、藤沢市及び寒川町では、連携して広域的に地球温暖化対策に取り組むプロジェクト「湘南エコウェーブ」を推進しています。

地球温暖化問題やその対策について学ぶ機会の提供を目的として、親子や大人を対象とし、環境に配慮した取り組みを実践している企業などを見学するバスツアーを実施しました。

詳しくは本書 36 ページをご覧ください。

はじめに

地球温暖化に起因する気候変動による影響は世界中に広がっており、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、感染症の拡大、生物種の絶滅など、気候変動と関連すると思われる事象が発生しています。

こうした中、平成 27 年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、京都議定書に代わる温室効果ガス排出削減のための新たな国際的枠組み「パリ協定」が採択され、温室効果ガスの大幅な排出削減で地球温暖化による被害の回避を目指すことや全ての国が枠組みに参加することが決まりました。

令和元年 12 月にマドリードで開催された国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議(COP25)では、各国が温暖化ガス削減目標を引き上げることで合意するなど、これまで以上に温室効果ガスを削減する必要性が強調されました。

国内に目を向けますと、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあります。

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市の事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減及び市域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めた「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」を平成 25 年 3 月に策定しています。

計画では、令和 2 年度における温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、その達成に向け市民・事業者の皆様とともに施策を推進しています。

本書は、計画に基づき平成 30 年度に実施した各施策の取り組み状況をまとめ、専門的な見地からのご意見をいただくため、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会に諮問いたしました。

本書の巻末には、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会からいただいた答申を添付しています。この答申は、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会委員の皆様にご尽力いただき、短期間に審議を重ねまとめたいただいたものです。答申の内容はしっかりと受け止め、今後の施策に反映させるよう努めてまいります。

今後も、地球温暖化による気候変動を最小限に抑え、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくため、計画に基づいて地球温暖化対策の推進に努めてまいります。市民、事業者の皆様におかれましては、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年3月

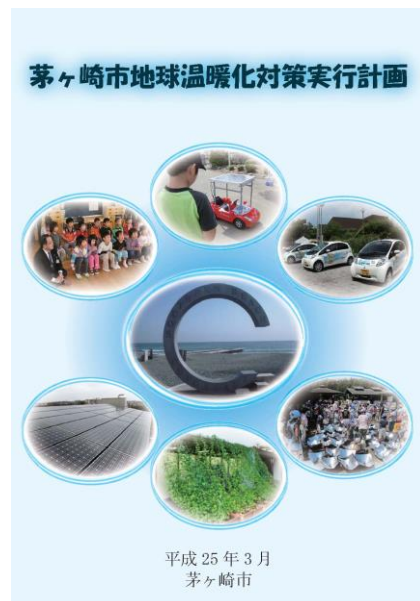
茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画について

平成 20 年 6 月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温対法といいます。)」により、これまで一事業者として地球温暖化防止に向けて実行してきた地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する内容に区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画の策定が義務づけられました。

これを受けて茅ヶ崎市では、それまでに実行してきた「茅ヶ崎市地球温暖化防止実行計画」、「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」、「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」それぞれの目標達成に向けた施策・対策の進捗状況を踏まえた上で、これらの計画を統合することにより、本市が取り組む地球温暖化対策を網羅的かつ体系的に整理し、市域の温室効果ガスを削減する総合的かつ計画的な施策を実行していくことを目的として、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画(以下、実行計画といいます。)」を平成 25 年 3 月に策定いたしました。

この計画は茅ヶ崎市全体としての温暖化対策をまとめた「茅ヶ崎市全体の取り組み(以下、区域施策編といいます。)」と一事業者としての取り組みをまとめた「茅ヶ崎市行政の取り組み(以下、事務事業編といいます。)」の大きく分けて 2 部構成になっています。



本書について

実行計画では、温室効果ガスの削減目標の達成状況を毎年公表するとともに、優先的に取り組む施策で示した進捗管理指標の達成状況もあわせて公表することとしており、本書はこれらの内容を評価し、とりまとめたものを公表するものです。

本書は、実行計画に合わせて区域施策編と事務事業編の 2 部構成とし、区域施策編では、茅ヶ崎市域における温室効果ガス削減目標の達成状況や、優先的に取り組む施策で示した進捗管理指標の達成状況について、事務事業編では一事業者としての茅ヶ崎市における温室効果ガス削減目標の達成状況や、各施策の取り組み状況についてまとめています。また、巻末には各施策の取り組み状況に対して茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会からいただいた評価を答申としてお示ししています。

なお、本書において、温室効果ガス排出量を算定するために必要な各種統計数値の公表時期の関係から、温室効果ガス排出量について、区域施策編では平成 29 年度の暫定値を、事務事業編では平成 30 年度の確定値を報告しています。

目 次

1 茅ヶ崎市全体の取り組み(区域施策編)

(1) 温室効果ガスの削減目標	4
(2) 温室効果ガス排出状況	4
(3) 施策体系図	8
(4) 優先的に取り組む施策の評価	10
凡例	11
【優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう!ちがさき省エネエコライフ】	
ア 平成 30 年度の施策の実施状況	14
イ 優先的に取り組む施策Ⅰに対する温暖化対策推進協議会指摘事項	20
【優先的に取り組む施策Ⅱ:進めよう!事業活動における地球温暖化対策】	
ア 平成 30 年度の施策の実施状況	21
イ 優先的に取り組む施策Ⅱに対する温暖化対策推進協議会指摘事項	25
【優先的に取り組む施策Ⅲ:協力しよう地域で取り組む地球温暖化対策】	
ア 平成 30 年度の施策の実施状況	26
イ 優先的に取り組む施策Ⅲに対する温暖化対策推進協議会指摘事項	30
(5) その他施策の実施状況について	31
ア 平成 30 年度の施策の実施状況	31
イ その他施策の実施状況に対する温暖化対策推進協議会指摘事項	37

2 茅ヶ崎市行政の取り組み(事務事業編)

(1) 温室効果ガスの削減目標	38
(2) 温室効果ガス排出状況	38
(3) 取り組み体系図	40
(4) 各取り組みの実施状況について	41
ア 平成 30 年度の取り組みの実施状況	41
イ 茅ヶ崎市行政の取り組みに対する温暖化対策推進協議会指摘事項	43

3 資料編

(1) データ集	44
(2) 用語集	55

4 茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会答申

59

1 茅ヶ崎市全体の取り組み(区域施策編)

(1) 温室効果ガスの削減目標

■計画期間及び削減目標

茅ヶ崎市全体の取り組み(区域施策編)の計画期間は、平成25年度から令和2年度までの8年間とします。

基準年度	目標年度	温室効果ガス削減目標
平成2年度 (1990年度)	令和2年度 (2020年度)	平成2年度(1990年度)比 20%削減
対象とする温室効果ガス		二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF ₆)

(2) 温室効果ガス排出状況(排出係数固定版)

単位: 千t-CO₂

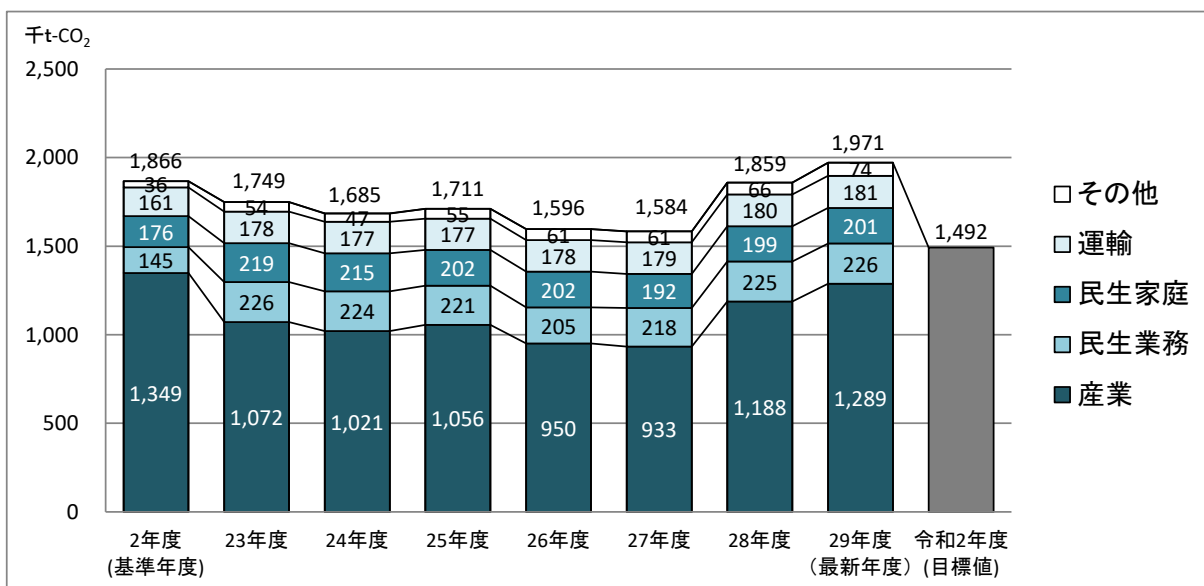
部門	2年度 (基準年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (最新年度)	令和2年度 (目標値)
産業	1,349	1,072	1,021	1,056	950	933	1,188	1,289	-
民生業務	145	226	224	221	205	218	225	226	-
民生家庭	176	219	215	202	202	192	199	201	-
運輸	161	178	177	177	178	179	180	181	-
その他	36	54	47	55	61	61	66	74	-
合計	1,866	1,749	1,685	1,711	1,596	1,584	1,859	1,971	1,492

*四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合があります。

*その他には、廃棄物及びその他3ガス由来の温室効果ガス排出量が含まれます。

*平成29年度の数値は暫定値です。

*電気の排出係数は、環境省発表の東京電力㈱の平成21年度実排出係数(0.384kg-CO₂/kWh)を使用し、算定しています。



区域施策編における温室効果ガス排出状況のグラフ(排出係数固定版)

■平成29年度の排出状況

- ・市域の温室効果ガス総排出量は、基準年度比で5.6%の増加となり、前年度比では6.0%の増加となりました。
- ・全体でみると全ての部門で前年度と比較し排出量が増加しており、目標達成はかなり厳しい状況となっています。なお、各部門別の温室効果ガス排出排出量の増減割合及び要因は以下のとおりです。

【産業部門】

- ・温室効果ガス排出量は、基準年度比4.5%の削減、前年度比では8.5%の増加となりました。
- ・前年度から排出量が増加した要因として、市の製造品出荷額が前年度と比較して17%増加していることが考えられます。

【民生業務部門】

- ・温室効果ガス排出量は、基準年度比56.0%の増加、前年度比0.5%の増加となりました。
- ・前年度から排出量が増加した要因として、県のエネルギー消費量が0.4%増加していることが考えられます。

【民生家庭部門】

- ・温室効果ガス排出量は、基準年度比14.4%の増加、前年度比1.2%の増加となりました。
- ・前年度から排出量が増加した要因として、前年と比べ世帯数が約1,600世帯増加していることが考えられます。

【運輸部門】

- ・温室効果ガス排出量は、基準年度比12.5%の増加、前年度比0.6%の増加となりました。
- ・前年度から排出量が増加した要因として、車両登録台数が前年度より約500台増加していることが考えられます。

【参考1】温室効果ガス排出状況(排出係数変動版)

温室効果ガスの排出量集計に使用する排出係数は毎年変動するため、係数をそのまま引用すると、エネルギー消費の観点(省エネ行動の効果など)から見た排出量の増減の把握が困難となるため、本計画では削減目標に対する評価については計画策定時から継続引用した排出係数に基づいて行うこととしておりますが、参考として変動する排出係数を引用した推計値を以下に記載します。

単位:千t-CO₂

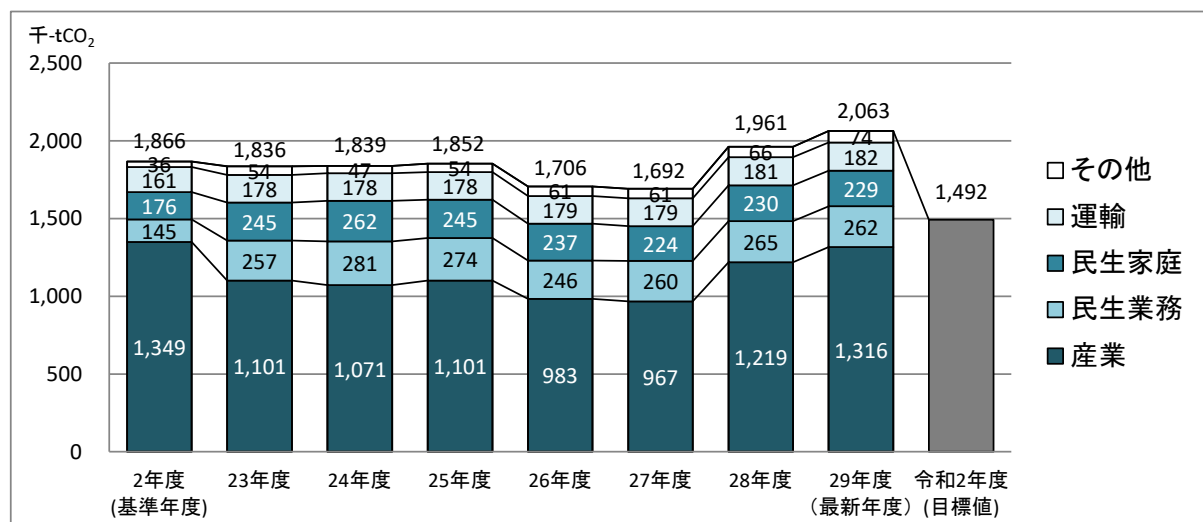
部門	2年度 (基準年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (最新年度)	令和2年度 (目標値)
産業	1,349	1,101	1,071	1,101	983	967	1,219	1,316	-
民生業務	145	257	281	274	246	260	265	262	-
民生家庭	176	245	262	245	237	224	230	229	-
運輸	161	178	178	178	179	179	181	182	-
その他	36	54	47	54	61	61	66	74	-
合計	1,866	1,836	1,839	1,852	1,706	1,692	1,961	2,063	1,492

*四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合があります。

*その他には、廃棄物及びその他3ガス由来の温室効果ガス排出量が含まれます。

*平成29年度の数値は暫定値です。

*電気の排出係数は、平成29年度については環境省発表の東京電力エネルギーパートナー(株)の平成29年度実排出係数(0.475 kg-CO₂/kWh)を使用しています。その他の年度については資料編44ページ表1をご参照ください。



区域施策編における温室効果ガス排出状況のグラフ(排出係数変動版)

【参考 2】市域の温室効果ガス排出量の修正について

本市では温対法に基づき、毎年の温室効果ガス排出量を算出し年次報告書において公表しています。区域施策編における市域の温室効果ガス排出量については、毎年資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を主に用いて算出していますが、平成 28 年 12 月の公表分から統計データの精度改善措置を講じることを理由に過去に遡って平成 2 年度から平成 25 年度までのデータが変更されたことを受け、本市ではこれまでに年次報告書で公表してきた各年度の温室効果ガス排出量を再計算し、平成 28 年度から以下のとおり修正することとしました。

なお、この変更にあたって本計画の目標として掲げている目標年度、基準年度及び削減率(令和 2 年度において平成 2 年度比 20%削減)は変更しておらず、本計画における温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた各施策の方向性についてはこれまでと変わりありません。

また、事務事業編における温室効果ガス排出量については、算出にあたり「都道府県別エネルギー消費統計」のデータを用いていないため、変更はありません。

【修正前の温室効果ガス排出量】

温室効果ガス排出の状況(排出係数固定版)

単位:千 t-CO₂

部門	2 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	基準年度比	令和 2 年度 (目標値)
産業	942	696	606	621	562	530	-43.8%	-
民生業務	149	228	241	234	264	277	85.8%	-
民生家庭	169	232	233	224	233	216	27.9%	-
運輸	161	179	177	178	177	177	9.9%	-
その他	36	46	45	54	47	54	50.1%	-
合計	1,456	1,382	1,302	1,311	1,283	1,254	-13.9%	1,165

※四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合がある。

※排出係数は 21 年度以降は実排出係数 0.384kg-CO₂/kWh を使用し算定

温室効果ガス排出の状況(排出係数固定版)

単位:千 t-CO₂

部門	2 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	基準年度比	令和 2 年度 (目標値)
産業	1,349	1,226	1,054	1,072	1,021	1,056	-21.7%	-
民生業務	145	248	227	226	224	221	52.4%	-
民生家庭	176	238	231	219	215	202	14.8%	-
運輸	161	179	177	178	177	177	9.9%	-
その他	36	46	45	54	47	55	52.8%	-
合計	1,866	1,937	1,734	1,749	1,685	1,711	-8.3%	1,492

※四捨五入の関係上、表内の合計が合わない場合がある。

※排出係数は 21 年度以降は実排出係数 0.384kg-CO₂/kWh を使用し算定

【参考 3】国の温室効果ガスの削減目標に対する本市の目標の考え方について

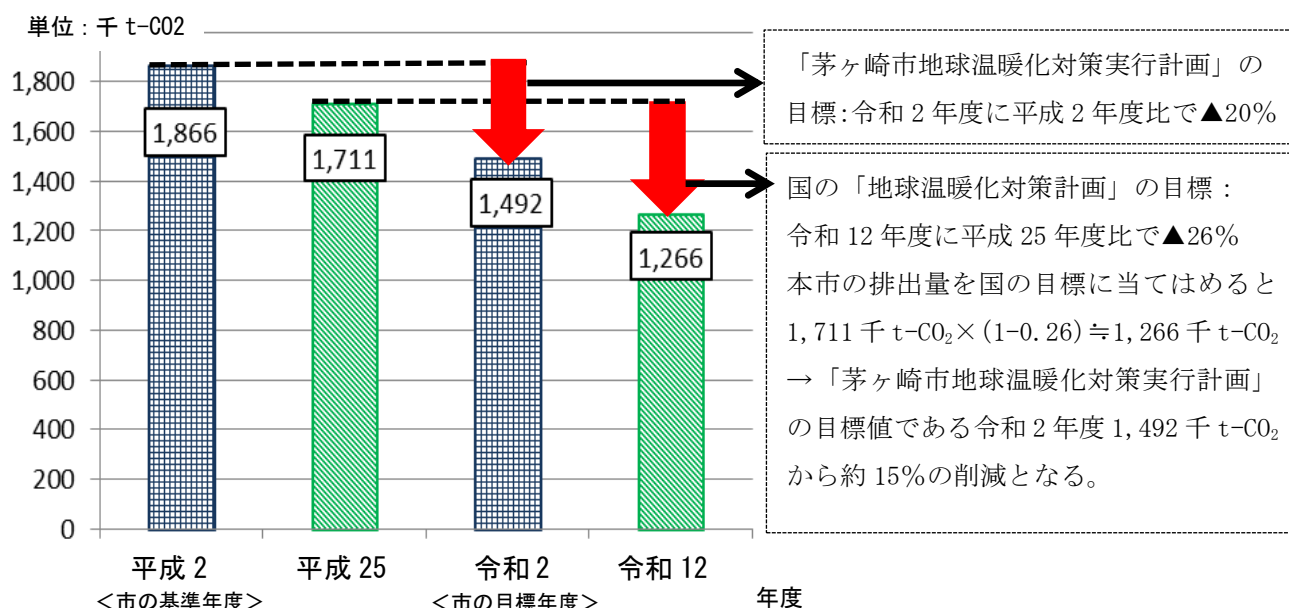
平成 27 年 11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、京都議定書に代わる令和 2 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では世界共通の長期目標として、平均気温の上昇を産業革命前と比較して 2℃より十分低く抑える「2℃目標」が設定されたほか、各国に対しては温室効果ガスの削減目標の作成を求め、その達成に向けた国内措置を遂行することなどが規定されました。

環境省ではパリ協定を踏まえ、日本の温室効果ガス排出量について、「国内の排出削減・吸収量の確保により、令和 12 年度において、平成 25 年度比 26.0%減の水準にすることとする」という中期目標を掲げた「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月に策定しました。

本市においては、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」において、市域の温室効果ガス排出量を「令和 2 年度において、平成 2 年度比 20%削減」することを中期目標とし、その達成に向け各施策を進めているところです。

国の「地球温暖化対策計画」の目標に当てはめ、市の令和 12 年度の目標を推計すると、下のグラフのとおり結果となります。本市の平成 25 年度の実排出係数を用いた温室効果ガス排出量は、171 万 1 千 t-CO₂であり、ここから 26%削減した数値 126 万 6 千 t-CO₂が、本市の令和 12 年度目標の参考値となります。この参考値は、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」における令和 2 年度の目標値である 149 万 2 千 t-CO₂からさらに約 15%の削減が必要となります



■令和 2 年度の目標達成にむけた温室効果ガス排出状況の現状

本市の平成 29 年度の実排出係数を用いた温室効果ガス排出量は、197 万 1 千 t-CO₂(本書 4 ページ参照)であり、令和 2 年度の目標達成は厳しい状況です。しかしながら、今後も目標に近づこう取り組んでいく必要があることから、本市としては、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」に基づく施策の実行に注力していくこととします。なお、令和 3 年度以降の目標については、次期計画の改定の際に国や県の目標を踏まえ検討します。

(3) 施策体系図



施 策 の 分 類

- ①省エネエコライフの促進
- ②環境に配慮した商品やサービスの選択促進
- ③省エネルギー機器の利用・導入促進
- ④省エネリフォームの促進

- ①事業活動での環境配慮の促進
- ②環境に配慮した商品やサービスの提供促進
- ③省エネルギー機器の導入促進
- ④環境に配慮した農業・漁業の促進
- ⑤建築物・設備の省エネ性能の改善促進

- ①太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援
- ②太陽光発電設備普及のための仕組みの構築

- ①その他再生可能エネルギーの導入推進の検討

- ①エネルギーの面的利用の推進
- ②市民・利用者に使いやすい交通システムの推進
- ③自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の低減
- ④自転車利用促進
- ⑤エコカーの導入促進

- ①みどりの保全
- ②みどりの再生・創出

- ①ヒートアイランド対策の推進

- ①リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進
- ②リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進
- ③リユース（繰り返し使う）の推進
- ④リサイクル（資源として再生利用する）の推進
- ⑤ごみの減量や分別に関する情報提供

- ①事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

- ①省エネルギー・地球温暖化防止に関する普及啓発システムの構築・利用
- ②省エネルギー・地球温暖化防止に関する継続的な実態調査の実施
- ③環境に関するイベント・講座の実施
- ④環境教育の実施

- ①市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

※数字は施策の方針を、○数字は施策の分類を表しています。

優先的に取り組む施策Ⅰ

取り組んでみよう！
ちがさき省エネライフ

- I-1 日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- I-2 日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- I-3 省エネルギー表彰制度の導入

優先的に取り組む施策Ⅱ

進めよう！
事業活動における
地球温暖化対策

- II-1 事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- II-2 事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- II-3 エコ事業者認定制度の導入検討

優先的に取り組む施策Ⅲ

協力しよう！
地域で取り組む
地球温暖化対策

- III-1 住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置
- III-2 電気自動車の導入推進
- III-3 地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

(4) 優先的に取り組む施策の評価

優先的に取り組む施策とは

地球温暖化対策に関する施策は多種多様で数も多く、分野也多岐にわたることから、全ての施策を同時に実施していくことは困難です。そこで実行計画では、着実に温室効果ガスの削減目標の達成を目指すため、施策の中から「優先的に取り組む施策」を選定し、推進することとしています。

優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ

- I－1：日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- I－2：日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- I－3：省エネルギー表彰制度の導入

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

- II－1：事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信
- II－2：事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握
- II－3：エコ事業者認定制度の導入検討

優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

- III－1：住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置
- III－2：電気自動車の導入推進
- III－3：地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

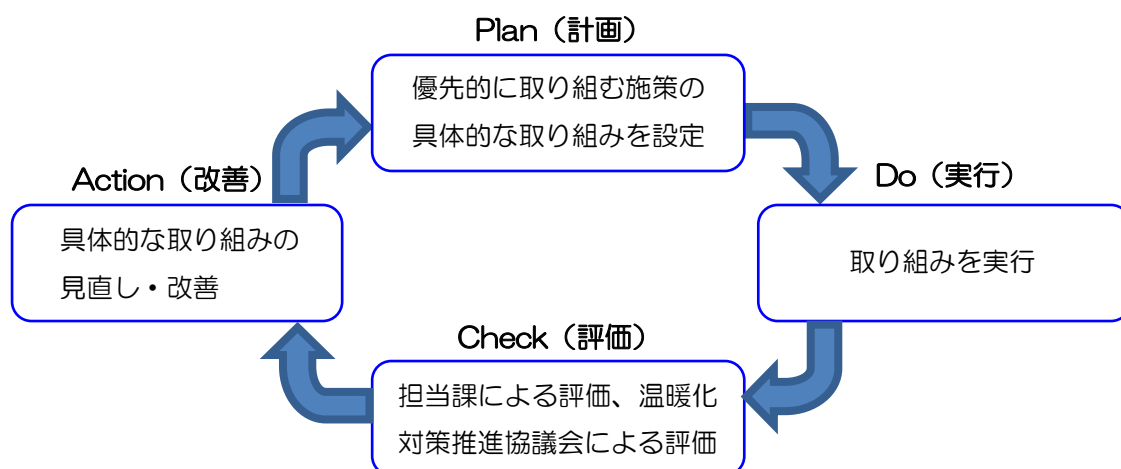
優先的に取り組む施策の評価方法

各施策担当課は、具体的な取り組み内容を設定し実行します。その後、前年度の取り組み状況について、優先的に取り組む施策の取り組み施策・対策ごとに評価を行い、今後の取り組みの検討を行います。

茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会では、各施策担当課の評価に対して、優先的に取り組む施策ごとに評価します。

各施策担当課では、茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会による評価結果を踏まえ次年度以降の取り組み内容の見直し・改善を行います。

このような Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）のPDCAサイクルの手法を繰り返すことによって、優先的に取り組む施策を継続的に改善していきます。



▲ 評価方法のイメージ

凡例 (平成30年度の優先的に取り組む施策の実施状況)

【優先的に取り組む施策 I : ○○○○○○】

優先的に取り組む
施策の名称

I-1: △△△△△△

取り組む施策・対策

施策の概要(どのようなことに取り組む施策か)を記載しています。

■ 施策の概要

施策ごとの進捗管理指標・目標・具体的取り組み内容・実施スケジュールを記載しています。

■ 目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール (年度)
				30 元 2

平成29年度までの主な取り組みと課題を記載しています。

■ 平成29年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	
課題	

それぞれの具体的施策について、平成30年度の目標及び取り組み内容を記載しています。

■ 平成30年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課

「A～E」および「－」(評価不能)の6段階で評価しています。

■ 成果・課題と評価

実施した取り組みの成果や予定以上に実施できた取り組みなどを記載しています。

成果	評価
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 －: 評価不能

実施できていない取り組みや改善を要する取り組みについて理由や内容などを記載しています。

■ 今後の取り組み

成果や課題から導いた今後の取り組みを記載しています。

施策	取り組み内容	担当課

☆文中で(※)がついている語句については、用語集(P55～P58)に説明を記載しています。

☆区域施策編の各取り組みで記載している電気の使用に伴うCO₂排出量の算出にあたっては、

「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」巻末の資料3に記載の係数(0.384kg-CO₂/kWh)を用いて計算しています。

凡例(温暖化対策推進協議会指摘事項)

優先的に取り組む施策の名称

【優先的に取り組む施策Ⅰ：○○○○○】

優先的に取り組む施策Ⅰに対する温暖化対策推進協議会指摘事項

■ 平成30年度の温暖化対策推進協議会指摘事項と市の対応

平成30年度に温暖化対策推進協議会からいただいた、平成29年度の取り組みに対する指摘事項を記載しています。

温暖化対策推進協議会指摘事項



平成30年度の協議会指摘事項に対する市の対応状況を令和元年度中に対応しているものと令和2年度以降に対応予定のものに分けて記載しています。

指摘事項に対する市の対応

令和元年度中に対応・実施しているもの

令和2年度以降に対応予定のもの

平成30年度の施策の実施状況に対する温暖化対策推進協議会からの指摘事項を記載しています。

■ 令和元年度の温暖化対策推進協議会指摘事項

施策の実施状況に対する協議会指摘事項

☆文中で(※)がついている語句については、用語集(P55～P58)に説明を記載しています。

☆区域施策編の各取り組みで記載している電気の使用に伴うCO₂排出量の算出にあたっては、

「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」巻末の資料3に記載の係数(0.384kg-CO₂/kWh)を用いて計算していま

【優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】

ア 平成30年度の施策の実施状況

Ⅰ-1:日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

■施策の概要

・市民の皆様が地球温暖化対策に自主的に取り組めるよう、市はご家庭で取り組める省エネ対策例や実際にご家庭で取り組んだ対策の効果を公表したり、講座やイベントを開催します。
・地球温暖化対策に関する情報をまとめたポータルサイト「ちがさきエコネット(※)」を作成し、情報発信するとともに、「ちがさきエコファミリー(※)」登録者による情報提供ページを設置します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)		
				30	元	2
ちがさきエコネットの導入	ちがさきエコネットの構築・運用開始	運用開始(27年度)	ちがさきエコネットの運用・改善			
ちがさきエコファミリー制度の導入	ちがさきエコファミリー制度の構築・運用開始	運用開始(27年度)	ちがさきエコファミリー制度の運用・改善			

■平成29年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・目標どおり、平成27年4月からのサイト運用を開始することができました。 ・「省エネコンテスト」、「省エネ活動展」及び環境政策課で行ったイベントや講演会において、「ちがさきエコネット」を通じた情報発信を行いました。 ・「ちがさきエコファミリー」への参加者の増加を目指し、「ちがさきエコネット」での「みどりのカーテン(※)用ゴーヤ苗配布事業」の実施や広報紙等での制度周知を図った結果、平成29年度末の参加世帯数は291世帯となりました。
課題	・「ちがさきエコファミリー」の新規登録者の増加につながる新たな取り組みを検討する必要があります。 ・「ちがさきエコネット」に登録して終わりではなく継続的に利用していただくため、運用状況を分析し、コンテンツの改善について検討していく必要があります。

■平成30年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
ちがさきエコネットの導入	・協働事業者である認定NPO法人湘南ふじさわシニアネットと5回の協議を重ね、システムを改修し、ユーザー名やパスワードを忘れた方にむけた利便性の向上を図りました。 ・「ちがさきエコネット」の周知活動として、広報紙(7月15日号)1面の地球温暖化対策に「ちがさきエコネット」の紹介記事を掲載しました。その他、美化キャンペーンのちらし裏面や、タウンニュースなどに、「ちがさきエコネット」の紹介記事を掲載しました。また、市ホームページのメール配信サービス登録者には、定期的に「ちがさきエコネット」のイベント紹介の情報発信を行いました。 ・「ちがさき環境フェア(※)」や環境政策課で行ったイベント・講演会等において、「ちがさきエコネット」の周知やちらしの配布等を行いました。	環境政策課
ちがさきエコファミリー制度の導入	・「ちがさき環境フェア」では、「ちがさきエコネット」体験ブースを出展し、「ちがさきエコファミリー」制度の紹介や、「環境家計簿(※)」の入力方法などを紹介しました。 ・環境政策課で例年実施していた「みどりのカーテン用ゴーヤ苗配布事業」を、平成30年度は「ちがさきエコファミリー」を対象として実施しました(1世帯3株ずつ149世帯に配布)。また、エコファミリーに登録のない方73世帯には、2株ずつ配布し、新規登録者獲得に向けには「ちがさきエコネット」の活用を薦めました。さらに夏には「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」を実施しました。 ・その他様々な媒体で「ちがさきエコファミリー」制度の周知を行い、参加世帯数を291世帯(平成29年度末)から、424世帯(平成30年度末)まで増やすことができました。	環境政策課

■ 成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・各種媒体を活用した広報や周知活動を行い、新たに133世帯に「ちがさきエコファミリー」にご参加いただくことができました。 ・自宅の「みどりのカーテン」の写真をエコネットに投稿する「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」は、13世帯から写真とともに、出来栄や工夫、効果などに関するエコアイデアやコメントが投稿され、「エコファミリー」同士の情報交換が図れました。	B
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
・新規加入者の増加だけでなく、既に登録している「ちがさきエコファミリー」の方が継続的にサイトを利用したくなるよう、「ちがさきエコネット」の満足度や、どのようなコンテンツが見たいかなどを調査するとともに、環境適応策につながるアイデアやお得情報などの掲載により、利用者にとってより魅力のあるコンテンツの充実を図っていく必要があります。 ・「ちがさきエコネット」からの情報発信だけに留まらず、「エコファミリー」同士の交流や情報交換を図るために「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」や「私のエコアイデア」のような、利用者にとって負担感が薄く参加しやすい双方向型のイベントやコンテンツを充実させていく必要があります。	

■ 今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
ちがさきエコネットの導入	・「ちがさきエコネット」の認知度を上げるため、引き続き様々な機会を捉えた情報発信を行っていきます。 ・サイトの運用開始から4年以上が経過し、エコファミリー・エコ事業者とも一定の加入者を得ることができたため、今後は加入者に向け、エコネットについてのアンケート調査を実施します。	環境政策課
ちがさきエコファミリー制度の導入	・引き続き広く周知を行い新たなエコファミリー獲得を目指すとともに、既に加入しているエコファミリーの満足度を上げるために、今のコンテンツのあり方を見直すとともに、今後のコンテンツについてアンケート調査を実施します。	環境政策課

Topic 1

茅ヶ崎市地球温暖化対策ポータルサイト「ちがさきエコネット」

「ちがさきエコネット」は、市民や事業者の皆様と市が一体となって、より一層地球温暖化対策を推進することを目的としたポータルサイトです。市からの一方的な情報提供だけでなく、市民や事業者の皆様が行っている省エネ活動などを紹介したり、それらの情報を相互に共有・交流することができるのが特徴です。

ちがさきエコネットHOME画面



「ちがさきエコネット」は楽しみながら省エネに取り組めるサイトです。また、スマートフォンやタブレット端末からもアクセスできます。ぜひ一度「ちがさきエコネット」をご覧ください。
 《<https://chigasaki-econet.jp/>》

ちがさきエコネットQRコード→



【優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】

Ⅰ-2:日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

■施策の概要

- ・市民の意識や行動の変化を把握し施策を検討するため意識調査を行い、その調査結果を公表します。
- ・「ちがさきエコファミリー(※)」登録者を対象とした減CO₂コンテストなどの実績データをホームページ等で公表します。
- ・省エネナビ(※)やエコワット(※)などの活用により、家庭での電気などのエネルギー使用量の見える化を図ります。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)		
				30	元	2
省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査(※)	省エネルギー・地球温暖化防止への取り組みを「実践している」と回答した割合	100% (令和2年度)	意識調査の実施・分析・公表			
省エネナビやエコワットの貸し出しによる省エネ活動促進	年度当たり貸し出し延べ回数	延べ120回 (令和2年度)	省エネナビやエコワットの貸し出し及び実績分析			
省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	ちがさきエコファミリー登録世帯1人当たりのエネルギー使用量を、登録年度に比べて削減できた世帯数の割合	80%以上 (令和2年度)	ちがさきエコファミリー登録者のエネルギー使用量の把握・分析・公表			

■平成29年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・無作為抽出した2,000人の市民に対し、「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」を実施し、結果を分析し、市ホームページで公表しています。平成21年度からこれまでの回答数及び「省エネの取り組みを実践している」と回答した方の割合の推移は資料編44ページ図1の通りです。 ・平成29年度の省エネナビ、エコワットの年度あたりの貸し出し延べ件数が18件になりました。 ・「ちがさきエコファミリー」登録年度に比べて削減を達成できた世帯は、「環境家計簿(※)」への入力した31世帯のうち、64.5%にあたる20世帯となりました。
課題	・意識調査の結果から、省エネに取り組むのが難しい理由として、若年層・ファミリー層では、家族の生活スタイルの違い、熟年層・高齢者層では、省エネ効果が分からないといった回答が多い傾向であり、ライフスタイルに合った省エネ行動や分かりやすい省エネ効果を紹介するなどの対策が必要です。

■平成30年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査	・継続して無作為に抽出した市民2,000人に対する意識調査を実施しました。今回の調査では、気候変動に関する意識についての設問を追加しました(資料編44ページ図2参照)。調査の結果、回答数は720件、回答率は36.0%となり、省エネの取り組みを実践していると回答した方の割合は73.5%でした(資料編44ページ図1参照)。 ・意識調査の結果は市ホームページに公表しています。	環境政策課
省エネナビやエコワットの貸し出しによる省エネ活動促進	・「省エネナビ・エコワット」の周知活動として、「広報ちがさき」(7月15日号)の1面やタウンニュースに貸し出しの記事を掲載しました。ちがさき環境フェアでは、ちがさきエコネットの紹介と併せて貸し出しのPRを行いました。 ・省エネナビ及びエコワットの貸し出し件数は、それぞれ4件及び18件で合計22件でした。	環境政策課
省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	・平成30年度の「ちがさきエコファミリー」登録世帯1人あたりの1ヶ月の電気使用量の平均は116kWhであり、平成29年度と比較して2.4kWhの減少となりました。 ・「ちがさきエコファミリー」登録年度に比べて削減を達成できた世帯は、「環境家計簿」への入力した30世帯のうち、60%にあたる18世帯となりました。	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・予定どおり「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」を実施し、市民の省エネに関する取り組み状況、気候変動等に関する意識を把握することができました。 ・夏の省エネ特集として広報紙の1面を活用することで、省エネナビ・エコワットの貸し出しが増加し、夏の節電に意識的に取り組んでいただけました。	C
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
・意識調査の結果によると、「照明をこまめに消す」「冷蔵庫の設定温度は適切にする」等の省エネ行動は定着しているものの、「節水型シャワーヘッドの使用」「エコドライブ」については取り組んでいただけるような周知が必要です(資料編45ページ図3参照)。 ・省エネに取り組むのが難しい理由として、「生活の快適さが損なわれる」「手間がかかる」との意見が最も多くなっており、省エネ行動が生活を快適にする情報を提供する必要があります(資料編46ページ図4参照)。	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査	・市民2,000人を対象とした意識調査を実施し、その結果を取りまとめ市ホームページ等で公表します。また、把握した結果から不足している省エネの情報や各施策の方向性を検討します。	環境政策課
省エネナビやエコワットの貸し出しによる省エネ活動促進	・広報紙やちがさき環境フェアをはじめとした各種イベント等で貸し出しの周知活動を行い、貸し出しを促進します。	環境政策課
省エネルギー実績の把握及びその成果の公表	・「環境家計簿」に入力されたデータを活用し、「ちがさきエコファミリー」のエネルギーの使用実績を把握します。 ・「環境家計簿」への入力者数を増やす方法を検討します。	環境政策課

Topic 2

省エネナビとエコワットの貸し出しを行っています！



市では市民や事業者向けに省エネ測定機器を貸出ししています。使用電力を「見える化」して節電に取り組みましょう！

★省エネナビは、家庭全体の電気使用量を「今日」「今月」「前日」「前月」「累計」の期間に「電力量(kWh)」「電気料金(円)」「二酸化炭素排出量(kg-CO₂)」の単位で表示します。



★エコワットは、コンセントに差し込み、計測する家電製品につなぐだけで、「電気料金(円)」、「使用電力量(kWh)」「使用時間」、「二酸化炭素排出量(kg-CO₂)」を表示します。

【優先的に取り組む施策Ⅰ:取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】

Ⅰ－3:省エネルギー表彰制度の導入

■施策の概要

・家庭での地球温暖化対策を促進するため、「ちがさきエコネット(※)」参加者の中から特に優れた取り組みを行っている市民及び事業者等に対する表彰制度を運用します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施 策	進捗管理指標	目 標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)		
				30	元	2
省エネルギー表彰 制度の導入	制度運用開始時期	運用開始 (27年度)	省エネルギー表彰制度 の運用・改善			

■平成29年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・夏と冬の2回、「ちがさきエコファミリー(※)」を対象とした表彰制度「省エネコンテスト」を実施しました。 ・「エコ事業者(※)」を対象とした表彰に代えて、事業者の取り組みを広く紹介するため「エコ事業者による省エネ活動展」を実施しました。これは、加入事業者数がまだ多くないことから、その中から表彰事例を出すのではなく、希望する事業者全ての取り組みを広めることで新規加入事業者を増やすことを目的として開催したもので、開催前の13社から15社まで増やすことができました。
課題	・「省エネ活動展」の開催について、エコ事業者の取り組みをより広く周知するため、開催方法等を見直していく必要があります。 ・「省エネコンテスト」の開催について、参加世帯数の増加を図る必要があります。

■平成30年度の取り組み状況

施 策	取り組み結果	担当課
省エネルギー表彰 制度の導入	・電力の消費量が増える夏場(7月～9月)の家庭の省エネルギー化を図るため、「夏の省エネコンテスト」を実施しました。しかし、「省エネコンテスト」は前年より使用電力量を削減することを参加条件としており、気候状況によって参加率が大きく変わってしまうため、省エネの取り組みそのものを評価する新たなイベントとして、冬期(2月)に「冬の省エネ1か月チャレンジ宣言！」を実施しました。 《夏の省エネコンテスト》 応募世帯:14世帯(電力削減量1,475kWh、CO₂削減量:566.4kg-CO₂) 《冬の省エネ1か月チャレンジ宣言！》 応募世帯:37世帯	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・「省エネコンテスト」は、参加世帯数が減少傾向にあることが課題となっていたことから、平成30年度の冬期からイベント内容を刷新し、電気使用量の削減ではなく省エネの取り組みを行ったこと自体を表彰する「省エネチャレンジ宣言」に変更して実施したところ、平成29年冬の省エネコンテスト参加者が16世帯だったのに対して、37世帯まで参加世帯数を増やすことができました。 ・平成29年度に実施した、「みどりのカーテン(※) 写真投稿キャンペーン」が好評だったことから、平成30年度も引き続き実施し、23世帯から投稿がありました。	C
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
・省エネコンテストの取り組みを見直したことで参加者が増加しましたが、継続的に参加してもらうため、引き続き「参加したくなる」仕組みづくりについて検討していただく必要があります。また、「省エネチャレンジ宣言」では、電気使用量が削減出来ない場合でも省エネの取り組みを行った場合には表彰の対象としているため、取組結果による温室効果ガス削減量の算定が出来ないことが課題となっています。 ・平成30年度は、エコ事業者の取り組みを広く周知するため、インターネット上で事業者の取り組みを周知できる仕組みの検討を行いました。エコ事業者の新規加入は1社にとどまっており、事業者の取り組みをより多くの方に知っていただくため、新たな手法の検討が必要です。	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
省エネルギー表彰制度の導入	・「省エネチャレンジ宣言」や「写真投稿キャンペーン」等を引き続き実施し、省エネに取り組む世帯を増やしていくとともに、事業者向けのコンテンツを検討していきます。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ】

イ 優先的に取り組む施策Ⅰに対する温暖化対策推進協議会指摘事項

■ 平成30年度の温暖化対策推進協議会指摘事項と市の対応

温暖化対策推進協議会指摘事項
エコファミリー数が前年度比で増加しているのは評価できる。しかし、登録者増加にむけてさらなる対策を検討するなど、もう少しの努力が必要といえる。また、エコファミリー登録の推進という努力目標に安住せず、数値目標を明記して市民に訴えても良いだろう。 今後に向けては、たとえば、初夏・初冬にあわせた広報活動、高齢者層への対応、世帯構成の将来推計にも対応した取り組みの推奨や情報提供など、まだまだ改善点はある。しっかり対策を検討し、施策を進めてほしい。あわせて、学校教育機関及び社会教育機関との連携も検討課題と言える。可能な範囲で調整しつつ、連携方法を模索してはどうか。 温暖化対策には経済面や健康面など、関連する様々な意義や利点があることを市民に伝え、受け手が生活実感とともに理解できるような情報を提供し続けてほしい。



指摘事項に対する市の対応
令和元年度中に対応・実施しているもの
・12月の「地球温暖化防止月間」に冬の省エネの取り組みについて、ちがさきエコネットやホームページに掲載するほか、高齢者等の幅広い層に見てもらえるよう、広報紙や駅・公共施設等へのポスター掲示など、様々な形での周知を行っていきます。 ・ちがさきエコネットのサイトに、教育機関等が活用できるような「こども向け環境学習ページ(環境クイズなど)」を掲載することを検討しています。また、子どもが多く来場するちがさき環境フェアにおいて、「ちがさきエコネット」に子ども達が楽しめるクイズページを作成し体験できるようにします。
令和2年度以降に対応予定のもの
・「ちがさきエコファミリー」のアンケート結果の内容を検討し、より参加者獲得につながるコンテンツについて検討します。 ・市民にとって、環境にやさしいだけでなく経済的にもメリットが発生するような情報を提供できるような仕組み作りを進めます。

■ 令和元年度の温暖化対策推進協議会指摘事項

施策の実施状況に対する協議会指摘事項
エコネットへの参加者の増加が見られ、成果が出ていると考えられる。また、取り組み内容の刷新とともに参加世帯を増加させることができたのも、工夫があり良い点である。ただし、目標に比べると、登録総数は依然として少ない。参加してもらうには、市民への動機付けに工夫が必要である。よりいっそうの情報の具体化、たとえば、日常生活において利点がある省エネ実践方法の紹介といった例示が求められる。あわせて、エコネットの情報更新の頻度と内容も、市民アンケート結果をもとに検討すべきである。 参加者の増加とともに、多様な参加者の登録もカギとなる。温暖化対策に興味を感じられない市民にも、必要性が届くよう、適切な動機付けや実践の支援が必要である。広報媒体を積極的に活用しつつ、体感をともなうような取り組みを示す等も効果があると思われる。同時に、これまで参加していた市民を維持することにも、引き続き配慮してほしい。

【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】

ア 平成30年度の施策の実施状況

Ⅱ－1：事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス削減効果の発信

■施策の概要

- ・「ちがさきエコネット(※)」に事業者向けのページを作成し、温室効果ガス(※)削減効果が高かった省エネ対策事例を紹介します。
- ・事業者が集まるイベントや講習会の開催等の情報提供を行い、事業者間の情報交換を促進します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)		
				30	元	2
ちがさきエコネットの活用による情報提供	ちがさきエコネットによるイベントや講習会等の開催情報の提供	情報提供開始(27年度)	ちがさきエコネットによるイベントや講習会等の開催情報の提供			

■平成29年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・「ちがさきエコネット エコ事業者(※)」による省エネ活動展」を実施しました。「エコ事業者」によるパネル展示や大学生による事業者インタビューなど、「エコ事業者」が日頃行っている省エネ活動や環境に配慮した事業を多くの方に紹介することができました。
課題	・提供する情報の数を増やすため、国や県が事業者向けに行う事業の情報を収集していく必要があります。 ・事業者間の情報交換の促進に向け、事業者が自ら「ちがさきエコネット」に省エネや地球温暖化対策に関する情報を提供できる仕組みを検討していく必要があります。

■平成30年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
ちがさきエコネットの活用による情報提供	・エコネットを活用して、ちがさき環境フェア(※)の情報発信に努め、多くの事業者イベントの企画段階から参画していただきながら、体験型イベントブースに主体的に関わっていただき、特長を生かした環境教育を担っていただきました。	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・環境フェアには、体験ブースやパネル展示などへ参画いただいた民間事業者14社、飲食店舗のみの事業者5社に加え、環境フェアへの協賛事業者4社など、様々な形態で関わっていただきました。また、事業者以外にも、市民活動団体12団体、生涯学習団体12団体のほか、県や市を含め21の公益機関の参画を得ることができました。なかでも、電気自動車のモデルカーを作成して電気自動車の仕組みを学ぶコーナーや、燃料電池の仕組みを学ぶコーナーは、体験を通して学ぶことができる貴重な環境学習の機会となりました。	C
課題 ・エコファミリー(※)やエコ事業者の新規会員の獲得に向け、エコネットの魅力の発信や、コンテンツの充実を図り、ユーザーにとって魅力のあるHP作りが求められます。また、様々なイベントとエコネットを結びつけ、市民の参加を取りこむ必要があります。 ・環境フェアは一年を通じた継続的な取り組みではないため、周知啓発の効果は限定的なものにとどまってしまうことが課題です。	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
ちがさきエコネットの活用による情報提供	・エコネットの魅力の発信や、コンテンツの充実を図り、ユーザーにとって魅力のあるHP作りが求められます。 ・次期環境基本計画策定にむけ、事業活動における温暖化対策の周知に効果的な施策を模索する必要があります。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】

Ⅱ－2：事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

■施策の概要

・事業者に対し、定期的な意識調査を行うとともに、事業活動に伴う温室効果ガス(※)排出量の現状を把握し、その分析結果を公表します。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施 策	進捗管理指標	目 標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)		
				30	元	2
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	事業活動のエネルギー使用量削減事業者数の割合(エコ事業者認定時比)	80%以上 (令和2年度)	意識調査、結果の分析・公表			

■平成29年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・無作為抽出した事業者1,000社に対し、「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査(※)」を実施し、分析した結果を市ホームページにおいて公表しています。平成21年度からこれまでの回答数及び「省エネの取り組みを実践している」と回答した事業者の割合の推移は資料編47ページ図5のとおりです。
課題	・意識調査の結果、省エネに取り組めない理由として、空調の温度に関するものが多く、顧客の快適性や従業員の作業効率を優先する結果取り組めないことなどが主な理由となっています。このことから空調に関しては、温度設定以外でできる省エネの取り組みを紹介することが必要です。

■平成30年度の取り組み状況

施 策	取り組み結果	担当課
事業者の地球温暖化対策取り組み状況の把握	・無作為に抽出した事業者1,000社に対する意識調査を継続して実施しました。今回の調査では、気候変動に関する意識についての設問を追加しました(資料編47ページ図6参照)。調査の結果、回答数は303件、回答率は30.3%でした。省エネの取り組みを実践していると回答した事業者の割合は、68.3%でした(資料編47ページ図5参照)。 ・意識調査の結果は市ホームページに公表しています。	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」を実施し、事業者の地球温暖化対策・省エネに関する取り組み状況、気候変動に関する意識を把握することができました。	C
課題 ・意識調査の結果、省エネに関する項目として、「廃棄物の分別回収を徹底する」「冷暖房は必要な場所(部屋)・時間に限って使用する」等の行動は定着しているものの、「事業所等の建物の断熱化をしている」「低公害車・低燃費車を購入する」等は取り組むメリットを紹介する必要があります(資料編48ページ図7、49ページ図8参照)。	

■今後の取り組み

施 策	取り組み内容	担当課
事業者の地球温暖化対策取り組み状況の把握	・市内事業者1,000社を対象とした意識調査を実施し、その結果を取りまとめ、市ホームページ等で公表します。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】

Ⅱ－3：エコ事業者認定制度の導入検討

■施策の概要

- ・事業者の地球温暖化対策を進めるため、温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組む事業者を「ちがさきエコネット(※)」内において「エコ事業者(※)」と認定する制度の導入を検討します。
- ・「エコ事業者」の登録数を増やすことを目指します。
- ・「エコ事業者」の取り組み内容を公表することにより、その他の事業者への情報提供とエコ事業者認定取得への動機付けを図ります。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施 策	進捗管理指標	目 標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)		
				30	元	2
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	エコ事業者認定制度の構築	運用開始 (27年度)	制度の運用・改善			
	エコ事業者認定制度の認定数	700件 (令和2年度)	制度の普及及び認定作業、実績データの把握			

■平成29年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・平成29年度末時点で15の事業者を「エコ事業者」に認定しました。 ・1,000社の市内事業者に発送した「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査(※)」に「ちがさきエコネット」についての設問を取り入れ周知を図りました。
課題	・「エコ事業者」の認定数が伸び悩んでいるため、多くの事業者にエコ事業者制度を周知するとともに、「ちがさきエコネット」への登録のメリットを示す必要があります。

■平成30年度の取り組み状況

施 策	取り組み結果	担当課
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」の設問で、「ちがさきエコネット」についての設問を取り入れ周知を図りました。「ちがさきエコネットを知っていますか」という設問に対する回答として、「知らない」という回答が72.6%となり、事業者に対して、周知が不足していることがわかりました(資料編50ページ図9-1,2参照)	環境政策課

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・新たに1つの事業者を「エコ事業者」に認定しました。 ・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」で、303社の事業者から、「ちがさきエコネット」についての意見を聞くことが出来ました。	C
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 評価不能
・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」で、「エコネットを見たことはあるが登録をしていない」「知っているが見たことがない」と回答した事業者に、「登録をしていない理由又は見なかった理由」について聞いたところ、回答として最も多かったものは、「登録したことで省エネにつながらない、メリット・必要性を感じない」と「グループ企業または小さい店舗のため参加できない」となりました(資料編50ページ図9-3参照)。この結果から、事業者にとって、エコネットのメリットを伝え切れていないことが課題であることがわかりました。	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握	・ちがさきエコネットの「環境家計簿」の機能は、事業者にとってもエネルギー使用状況を一括で管理することが可能なシステムであり、特に独自でエネルギー管理システム等を導入していない中小企業にとって導入するメリットがあることを伝えていく必要があります。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策】

イ 優先的に取り組む施策Ⅱに対する温暖化対策推進協議会指摘事項

■ 平成30年度の温暖化対策推進協議会指摘事項と市の対応

温暖化対策推進協議会指摘事項

事業活動のエネルギー使用量削減事業者数の割合80%以上(5,600社)の達成という目標に対しては、第3次産業事業者や中小規模事業者を対象とした取り組みが重要である。この意味で、国や神奈川県補助制度の情報を積極的に提供していることは評価に値する。

他方で、エコ事業者認定制度の700件の目標に対して、現在の登録事業者数から考えると、最終目標達成はかなり難しいと思われる。したがって、担当課によるC評価は適切とはいえず、よりいっそうの前進を期待する。

今後は、市内の企業間ネットワークづくりを支援するなど、取り組みを加速させてほしい。また、実施済み調査の分析から、対策を検討してみてもどうか。たとえば、「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」で、「省エネに取り組むことが難しい理由」を尋ねているが、その回答の約半数が「その他」であり、この内容分析からヒントが得られそうである。



指摘事項に対する市の対応

令和元年度中に対応・実施しているもの

・市内1,000社の事業者に対して「茅ヶ崎の環境についての事業者アンケート」を実施し、「事業所において、環境活動を進めるにあたっての課題は何か」や「環境活動を進めるために、市が実施すると望ましいサポート等はあるか」等、より省エネに取り組むことが難しい理由を分析できる設問を追加しました。

令和2年度以降に対応予定のもの

- ・令和元年度のアンケート結果を分析し、事業所にとって必要なメリットやサポートについて検討を進めます。
- ・事業者、特に中小規模の事業者へ「ちがさきエコネット」のメリットを理解してもらうため、周知方法を見直します。

■ 令和元年度の温暖化対策推進協議会指摘事項

施策の実施状況に対する協議会指摘事項

事業者の事業価値を高める工夫がともなえば、本項目はいっそうの成果が得られると考えられる。目標達成のために、この積極的な対応が必要である。たとえば、経済的な効果・利点の紹介は情報として不可欠である。また、優良事業者の公表、茅ヶ崎市の環境イベントに協力する事業者の紹介など、まだ情報提示に工夫の余地がある。こうした紹介・褒賞の仕組みを整備し、市民がその事業者を知る、利用できるようになることが、今後、事業者へのインセンティブとしてますます重要となるだろう。

さらに、事業者調査の結果をどのように活用するか、今以上に検討してほしい。とくに、結果をふまえ、それを次の取り組みにつなげる必要がある。調査で得られた内容を、施策にしっかり結びつけることが求められている。

本項目には、「環境に良いことをしている事業者が利点を得る」ための工夫が求められる。市内の経済団体との接点づくりとその強化も、さらに前進させてはどうか。

【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】

ア 平成30年度の施策の実施状況

Ⅲ-1：住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置

■施策の概要

- ・住宅への高効率給湯器やコージェネレーションシステム(※)等の省エネルギー機器、再生可能エネルギーを利用した自家発電設備設置に対する補助を継続します。
- ・事業者に対しては、「茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金」を活用した設置導入支援や導入誘導方策を検討します。
- ・公共施設では、再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置を進めるとともに、学校等での環境教育への活用を図ります。

■目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施策	進捗管理指標	目標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)		
				30	元	2
省エネルギー機器の導入補助	意識調査において、省エネルギー機器を設置した市民、事業者数の割合	設置者数の増減比の把握	設置者の増減比の把握、補助金制度のPR、補助金交付事務			
茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の活用	太陽光発電設備普及啓発基金活用の仕組みづくり	制度導入(26年度)	積立、寄付金の募集・受付			
			太陽光発電設備設置補助			
公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置	公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置状況	23施設(令和2年度)	機器・設備の設置			
			環境教育での活用			

■平成29年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」を予定どおり行い、市民・事業者の省エネルギー機器設置者の増減比を把握し、結果を市ホームページに公表しました。 ・太陽光発電普及啓発基金を活用した補助事業を開始するため、補助制度の検討を進めました。 ・市役所分庁舎、小中学校等の公共施設、道路におけるLED照明の導入について、積極的に推進しました。
課題	・太陽光発電設備普及啓発基金を活用した補助制度の運用を開始し、太陽光発電設備の設置を推進していく必要があります。 ・今後も、施設の建築や設備の更新にあたっては、省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備の設置を進めていく必要があります。

■平成30年度の取り組み状況

施策	取り組み結果	担当課
省エネルギー機器の導入補助	・「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査(※)」の結果、平成30年度に省エネ機器等を導入したと回答した市民は約38.3%、事業者は33.7%でした(資料編50ページ図10-1,51ページ図10-2参照)。 ・市民の回答で導入している機器等で最も多かったのは、LED照明等、次いで省エネ性能の冷蔵庫やエアコン等の家電でした。また、導入してみたい機器等で最も多かったのは、省エネ性能の家電、次いでLED照明等でした(資料編51ページ図10-3参照)。 ・事業者の回答で導入している機器等で最も多かったのは、LED照明等、次いでハイブリッド車でした。また、導入してみたい機器等で最も多かったのは、ハイブリッド車、次いで電気自動車及びLED照明等でした(資料編52ページ図10-4参照)。	環境政策課

茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の活用	・ちがさき市民活動サポートセンター及びこどもセンターの売電収入や寄附金を中心に基金へ積み立て、平成30年度の積立額は3,734,754円、平成30年度末時点の累計積立額は11,928,119円となりました(資料編53ページ表2参照)。 ・太陽光発電普及啓発基金を活用した補助事業を開始するための補助金要綱案を作成しました。令和元年度に補助事業を開始します。	環境政策課
公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置	・平成31年1月に供用開始した「茅ヶ崎公園体験学習センター」において、太陽光発電設備(10kW)を導入しました。 ・平成30年度末時点で公共施設21箇所に省エネルギー機器や再生可能エネルギー自家発電設備を設置し、設置によるCO₂削減効果は約8,282t-CO₂となっています。(内訳:太陽光発電15箇所まで60t-CO₂、太陽熱利用3箇所まで約8t-CO₂、コージェネレーション2箇所まで約180t-CO₂及び廃棄物発電1箇所まで8,033t-CO₂)	各施設所管課 (環境政策課)

■成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・継続して「省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査」を実施し、市民・事業者の省エネルギー機器設置者数の増減比を把握しました。 ・太陽光発電普及啓発基金を活用した補助事業を開始するため、補助対象者や事業内容の調整を進めました。 ・新たに1箇所に太陽光発電設備を設置し、率先して再生可能エネルギーの利用促進に取り組みました。	B
課題	A:極めて順調に進んでいる B:おおむね順調に進んでいる C:ある程度進んでいる D:あまり進んでいない E:積極的な取り組みが必要 -:評価不能
・太陽光発電設備普及啓発基金を活用した補助事業を開始し、太陽光発電設備の設置を推進していく必要があります。 ・公共施設に導入した太陽光発電設備については、メンテナンスが十分に行き届いていないことや老朽化による故障が発生していることが課題です。	

■今後の取り組み

施策	取り組み内容	担当課
省エネルギー機器の導入補助	・継続して意識調査を実施し、省エネルギー機器を設置した市民・事業者の割合を把握します。 ・省エネルギー機器の導入促進に向け、広報紙や市ホームページ等の各種広報媒体や各種イベント等を通じて、省エネルギー機器の導入に関する情報を提供します。	環境政策課
茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の活用	・茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金を活用した補助事業を開始します。また、不特定多数の施設に設置された太陽光発電設備の修理への支援を含めた補助事業について、活用案を検討してまいります。	環境政策課
公共施設における再生可能エネルギーを利用した自家発電設備の設置	・施設の建築や設備の更新にあたっては、再生可能エネルギー設備・省エネルギー機器等の導入を推進し、エネルギー効率の向上や環境負荷の低減を図ります。	各施設所管課 (環境政策課)

【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】

Ⅲ-2：電気自動車の導入推進

■ 施策の概要

- ・電気自動車の普及のため、電気自動車の購入費に対する助成を継続して行います。
- ・市民、事業者への普及啓発のため、電気自動車を率先して導入します。

■ 目標年度までの実施スケジュール（市が実施主体の取り組み）

施 策	進捗管理指標	目 標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール（年度）		
				30	元	2
電気自動車の導入 推進	電気自動車の購入補助件数	50台／年 (令和2年度)	電気自動車の導入補助			
	公用車における電気自動車 の所有割合	3%以上 (令和2年度)	公用車への電気自動車 の導入			

■ 平成29年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・電気自動車購入費補助金の平成29年度末時点の累計補助件数が132件になりました。 ・「ちがさき環境フェア(※)」をはじめとした各種イベントで電気自動車の周知等を実施しました。 ・公用車における電気自動車の所有台数は4台となり、所有割合は約1.5%（平成29年度末の公用車数262台）となっています。
課題	・電気自動車購入費補助事業については、平成29年度で終了したことから新たな支援策の導入が課題となっています。

■ 平成30年度の取り組み状況

施 策	取り組み結果	担当課
電気自動車の導入 推進	・「ちがさき環境フェア」において事業者の御協力により、電気自動車、燃料電池自動車及びハイブリット自動車等の次世代自動車の展示を行いました。子ども向けの「おもしろ環境教室」では、事業者の御協力により、電気自動車について学ぶ講座を開催し、電気自動車の展示と連携し理解を深めました。また、電気自動車から飲食店の設備に電気を供給する様子を展示しました。 ・電気自動車の普及推進の一環として、茅ヶ崎第1駐車場に設置している急速充電器及び普通充電器、第2駐車場に設置している急速充電器を無料で開放しています。 ・公用車における電気自動車の所有割合は1.1%（平成30年度末の公用車数263台のうち3台）となっています。	環境政策課

■ 成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・「ちがさき環境フェア」において、電気自動車の展示やおもしろ環境教室を実施し、電気自動車の魅力を紹介しました。また、非常用電源として利用できる電気自動車の様子を展示し、災害時には蓄電池として活用できることを紹介しました。	C
課題 ・電気自動車の利用について、防災面のメリットを併せて周知することが必要です。 ・電気自動車の導入を推進するための情報提供や支援策を検討する必要があります。	

■ 今後の取り組み

施 策	取り組み内容	担当課
電気自動車の導入 推進	・「ちがさき環境フェア」をはじめとした各種イベント等で電気自動車を展示し魅力を紹介します。併せて電気自動車が非常用電源として利用できることを紹介します。 ・引き続き公用車の電気自動車導入に向けて関係各課へ働きかけを行います。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】

Ⅲ－3：地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

■ 施策の概要

・再生可能エネルギーを利用した自家発電設備で発電された電気や環境価値(※)を地域で利用する仕組みの構築を図ります。

■ 目標年度までの実施スケジュール(市が実施主体の取り組み)

施 策	進捗管理指標	目 標	具体的 取り組み内容	実施スケジュール(年度)		
				30	元	2
茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入時期	制度導入 (26年度)	利用者の募集、運用、改善			

■ 平成29年度までの主な取り組みと課題

主な取り組み	・71世帯の太陽光発電による環境価値をとりまとめ、78t-CO₂のクレジットの認証を受けました。 ・うち6t-CO₂のクレジットを湘南国際マラソンで使用するエコ袋のカーボンオフセット(※)に活用していただきました。 ・様々な機会を捉えた周知活動の結果、新たに14世帯にご参加いただき、平成29年度末時点の参加世帯は140世帯となりました。
課題	・太陽光発電クレジット事業を安定的に今後も運用するため、事業への参加世帯を増やすとともに、クレジットの活用案についても検討し、活用いただける事業者を募っていく必要があります。

■ 平成30年度の取り組み状況

施 策	取り組み結果	担当課
茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	・NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークと協力して、茅ヶ崎おひさまクレジット事業を実施いたしました。 ・平成30年10月開催のちがさき環境フェア2018では、(株)オーテックジャパンの御協力により、来場者1人1kgのカーボンオフセットにクレジット3t-CO₂を活用していただきました。この取り組みはタウンニュースに掲載され、幅広い世代にPRすることができました。 ・平成30年12月開催の湘南国際マラソンで(株)湘南貿易に御協力により、ランナーが着替えを入れるエコ袋のカーボンオフセットに5t-CO₂を活用していただきました。	環境政策課

■ 成果・課題と評価

成果	担当課による評価
・NPO法人ちがさき自然エネルギーネットワークと連携しながら取り組んだ茅ヶ崎おひさまクレジット(※)事業では、保有クレジット72t-CO₂のうち3t-CO₂を(株)オーテックジャパン、5t-CO₂を(株)湘南貿易に活用していただきました。家庭の太陽光発電設備から創出した環境価値の茅産茅消の仕組みを、市民の皆様と事業者で共有していただくことができました。	C
課題 ・クレジット認証基準が引き上げられたことによって、認証申請が困難な状況です。 ・国のJ-クレジット事業に参加している茅ヶ崎おひさまクレジットは、プロジェクトの認証対象期間が令和2年度で終了するため、その後の事業展開が課題となっています。	

■ 今後の取り組み

施 策	取り組み内容	担当課
茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入	・クレジットを活用したカーボン・オフセットの取り組みをちがさき環境フェアをはじめとした各種イベント等でPRを行います。 ・市内事業者へクレジット活用についての説明を行い、クレジットの全量売却を目指します。また、クレジット売却益の参加者への還元を行います。	環境政策課

【優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策】

イ 優先的に取り組む施策Ⅲに対する温暖化対策推進協議会指摘事項

■ 平成30年度の温暖化対策推進協議会指摘事項と市の対応

温暖化対策推進協議会指摘事項

本施策に関する情報発信が、継続的に実施されている点を評価する。今後も、啓発内容の検討とともに情報発信を継続して、施策推進にむけていっそうのアピールをしてほしい。

実社会では、交通に係る機械やインフラの変化・普及が顕著である。それにもかかわらず、電気自動車等を公用車として購入する実績が少ない。目標達成できない理由を調べ、説明すべきである。また、電気自動車の災害時非常用電源としての活用、次世代自動車が自家用車として普及するためのインフラの整備など、市として推進可能な総合的な交通政策をめざし、検討に着手してもらいたい。

太陽光発電設備の普及は、ソーラーシェアリングのような具体的な手段も含め、アピールを検討する必要がある。そして、市民意見を参考にした施策展開も望まれる。太陽光発電設備普及啓発基金の活用については、様々な取り組みの可能性があるため、適切に整理して提案すべきである。



指摘事項に対する市の対応

令和元年度中に対応・実施しているもの

- ・太陽光発電設備普及啓発基金を活用した補助事業を開始します。
- ・ちがさき環境フェア2019や各種イベントにおいて、電気自動車の非常用電源としての活用方法を紹介します。
- ・太陽光発電クレジット事業（茅ヶ崎おひさまクレジット）について、保有する64t-CO₂のクレジット売却に向けた活動を行い、参加者に売却益を還元します。

令和2年度以降に対応予定のもの

- ・太陽光発電設備普及啓発基金を活用した太陽光発電設備普及啓発事業を推進していきます。
- ・事業参加者に対するクレジットの売却益の還元方法について、検討していきます。

■ 令和元年度の温暖化対策推進協議会指摘事項

施策の実施状況に対する協議会指摘事項

市民にとり身近な電気製品や照明器具に関する情報を提供し続け、本項目の進捗状況も継続的に把握していることは評価できる。その結果、太陽光発電などの再生エネルギーについては順調な推移が確認できる。反面、高額な電気自動車の導入はうまく進んでいない。金銭的な補助・助成制度の必要性を感じるため、再開を検討してほしい。あわせて、資金確保のさまざまな方策を考えて続けるべきであろう。

啓発は、市民の意識向上につながることを望ましい。しかし、意識は社会情勢や発生した事柄とも連動して変化するため、啓発の目標設定にはより慎重なゴールを決めるべきである。また実際には、単なる意識付けにとどまらず、具体的な行動を誘発する啓発事業が望ましい。

より実質的には、単年度の設備導入実績の把握とともに、既存設備の導入状況に加えて計上する実績のカウント方法を設定すべきである。こうした基礎資料と、アンケート結果などの意識情報を重ね合わせて、省エネ機器の導入がさらに促進されることを期待する。

(5) その他施策の実施状況について

ア 平成 30 年度の施策の実施状況

施策の柱 1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

施策の方針 1.1 家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

省エネエコライフの促進【環境政策課】

・家庭での省エネルギー化を図るため、平成 29 年度に引き続き電気使用量の多い夏場(7 月から 9 月)に前年より電気使用量を減らすことにチャレンジする「省エネコンテスト」を実施し、14 世帯が削減を達成、その CO₂削減量は合計で約 566.4 kg-CO₂となりました。CO₂削減量は気候や家族構成の変化等により必ずしも参加世帯数には比例しませんが、今後も参加世帯数を増やし、家庭における省エネの取り組みを促進します。

省エネコンテスト実施結果

年度 (平成)	参加世帯数 (世帯)	電力削減量 (kWh)	削減率 1 位 (%)	CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂)
28 夏	38	3,501	29.5	1,344.4
28 冬	16	2,594	35.7	996.1
29 夏	30	3,680	26.6	1,413.1
29 冬	8	680	22.0	261.1
30 夏	14	1,475	29.4	566.4



省エネルギー機器の利用・導入促進【環境政策課】

- ・コージェネレーションシステム(※)の設置にかかる補助事業は平成 28 年度をもって終了しました。
- ・補助事業を開始した平成 24 年度から 28 年度までの累計の設置件数は 400 件となり、その CO₂削減効果は約 532t-CO₂*1となっています。

【CO₂削減効果】台数×1,330 kg-CO₂*1

一般社団法人 燃料電池普及促進協会 HP より

施策の方針 1.2 事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

省エネルギー機器の導入促進【産業振興課】

- ・商店会の街灯をLED化に対する補助事業として、1つの商店会の街灯合計 39 基のLED化事業費に対し 2 分の 1 の補助を行いました。

環境に配慮した農業・漁業の促進【農業水産課】

- ・援農ボランティア(※)の斡旋の取り組みにより、平成 30 年度は新たに 19 件斡旋できました。
また、制度登録者数に関し、受入農家 5 名、登録者 16 名の増加がありました。
- ・全 22 名に対し、全 18 回にわたり援農ボランティア育成講座を実施しました。
- ・耕作放棄地解消のため、市民農園の新規開設支援を 4 件行い、2 園(計 15.77ha)が開園しました。



援農ボランティアの様子

建築物・設備の省エネ性能の改善促進【建築指導課】

- ・建築物における生活や活動で発生する二酸化炭素を抑えた建築物の計画として、10 件の新築計画を「低炭素建築物新築等計画(※)」として認定しました。

施策の柱2 再生可能エネルギーの積極的導入支援

施策の方針 2.1 太陽光発電設備の導入支援や普及のための仕組みの構築

太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援【環境政策課】

・太陽光発電設備及び太陽熱利用設備(※)の設置にかかる補助事業は平成 28 年度をもって終了しました。これまでの太陽光発電設備設置費補助事業(戸建て)の実績は下表のとおりです。

太陽光発電設備設置費補助金実績

年度 (平成)	補助件数 (件)	設置設備の 出力合計(kW)	CO ₂ 削減効果 (t-CO ₂ /年)	新築・既築の内訳	
				新築 (件)	既築 (件)
21	134	449.38	172.56	61	73
22	258	928.66	356.61	79	179
23	368	1,347.59	517.47	102	266
24	417	1,616.27	620.65	104	313
25	337	1,345.76	516.77	114	223
26	228	972.10	373.29	88	140
27	187	867.32	333.05	69	118
28	55	262.71	100.88	25	30
累計	1,984	7,789.79	2,991.28	642	1,342

【CO₂削減効果】太陽光発電設備 1 kW 当たりの年間発電量を 1,000 kWh と想定して算出
(新エネルギー財団による統計調査)

- ・資源エネルギー庁が公表している固定価格買取制度(※)の設備導入状況によると、本市における太陽光発電設備(10kW 未満)の新規導入件数は平成 30 年 3 月末時点で 1,955 件、平成 31 年 3 月末時点で 2,170 件となっており、増加していることが伺えます。今後も太陽光発電の普及に向け、機会を捉えた周知を継続するとともに、太陽光発電クレジット事業を推進することで太陽光発電の設置を支援していきます。
- ・家庭用太陽熱利用設備設置にかかる補助事業は平成 28 年度をもって終了しました。
補助事業を開始した平成 24 年度から 28 年度までの累計の設置件数は 7 件となっています。

施策の方針 2.2 その他の再生可能エネルギーの導入推進の検討

その他の再生可能エネルギーの導入推進の検討【環境事業センター】

・ごみ焼却施設で発生した蒸気を利用し、最大 3,000kW 発電することでセンターの電力を賄うとともに、余剰電力は売電しました。平成 30 年度は 20,921,642kWh 発電し、そのうち売電した電力は 12,722,666kWh、売電額は 149,038,656 円(1ヶ月約 1,200 万円)でした。発生した熱エネルギーは、環境事業センター内の給湯や冷暖房のほか、茅ヶ崎市温水プールでも利用しています。

環境事業センターによる発電実績

年度	発電量	センター内消費量	売電量	売電金額	CO ₂ 削減量(★)
28	11,299,578 kWh	6,565,903 kWh	4,733,675 kWh	52,543,971 円	4,339 t-CO ₂
29	9,973,598 kWh	3,845,154 kWh	6,128,444 kWh	68,557,956 円	3,834 t-CO ₂
30	20,921,642kWh	8,198,976kWh	12,722,666kWh	149,038,656 円	8,033 t-CO ₂

(★)P42「エネルギーや資源の循環利用の推進」に記載している環境事業センターの CO₂削減量と数字が異なっていますが、これは、区域施策編と事務事業編で異なる排出係数を用いているためです。

施策の柱3 低炭素型まちづくりの推進

施策の方針3.1 低炭素型都市システムの構築

市民・利用者に使いやすい交通システムの推進【都市政策課】

- ・コミュニティバスの利用促進のため、ふれあい祭りでバスを展示しました。
- ・利用人数を鑑み、鶴嶺南コースの第1便のスタートを市立病院から環境事業センターに変更しました。
- ・予約型乗合バスの利便性拡大のために、乗合所を3箇所(窪島医院・南大平3病院・ミニストップ茅ヶ崎堤店)を新設しました。



自転車利用の促進【都市政策課】

- ・平成30年度は第2次ちがさき自転車プラン(平成26年度～令和5年度)の目標年次までの中間年にあたることから中間評価を実施しました。中間評価の結果、自転車走行空間整備の分野が計画どおりに進んでいないことから、整備費が不足する状況において効果的な方法を検討することとしました。
- ・サイクルアンドバスライド事業における既存施設の適正管理(見回り、放置自転車撤去等)を行いました。



鶴嶺通りの自転車表示

施策の方針3.2 みどりの保全・再生・創出

みどりの保全【景観みどり課】

- ・保存樹林(※)について、新規指定1件を含め35件の助成を行いました。(平成29年度末指定件数34件、30年度新規指定1件、年度途中解除2件、30年度末指定件数33件)。保存樹木(※)について25件の助成を行いました。(平成29年度末指定件数21件、30年度新規指定4件、年度途中解除4件、30年度末指定件数21件)。

みどりの再生・創出【景観みどり課・公園緑地課】

- ・提案型民間活用制度を活用し、公園にある樹木や街路樹について、一括した植栽管理を実施しました。
- ・民有地内でのみどりの創出に向け、生け垣の築造への助成(※)を1件34.67㎡に対し助成しました。
- ・グリーンバンク制度(※)を活用し、平成29年度は樹木の配布を1件5本、受け入れを2件20本行いました。



保存樹木(円蔵地内)

施策の方針3.3 ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド対策の推進【環境政策課】

- ・節電意識の向上や省エネに一定の効果がある、「みどりのカーテン(※)」用のゴーヤ苗を、エコネット上の申込フォームからの申込者に1世帯3株ずつ149世帯に配布しました。また、電話や窓口でのお申込者に対しては1世帯2株ずつ73世帯に配布しました。配布世帯を対象としたアンケートでは、「みどりのカーテンによる室温上昇の抑制を実感できた」と回答した世帯が51.7%、「温暖化対策への意識の変化があった」と回答した世帯が60.2%となり、この取り組みが省エネへの意識につながっていることが伺えます。
- ・新たな取り組みとして、「ちがさきエコネット(※)」のエコひろば(※)の機能を活用した「みどりのカーテン写真投稿キャンペーン」を実施。13世帯から写真の投稿をいただきました。



キャンペーンに
投稿された写真

施策の柱4 循環型まちづくりの推進

施策の方針4.1 4Rの推進

リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進【資源循環課】

- ・ちがさき環境フェアや「ごみ通信ちがさき」、自治会や小学校を対象とした出前講座などで不要なレジ袋の削減やマイバック持参の啓発を実施しました。また、事業者向けの意見交換会を開催し、マイバック持参の協力を呼びかけました。

リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進【資源循環課】

- ・「ごみ通信ちがさき」を10月に発行し、家庭系ごみに多く含まれるプラスチック製容器包装類や未利用食品について特集し、ごみの減量化・資源化を促しました。また、3月には、雑紙の分別に特化した「知ってる？紙の分別」チラシを全戸配布し、古紙類の資源化について啓発を強化しました。
- ・生ごみ処理容器(コンポスト※)のあっせん60基、家庭電動式生ごみ処理機(※)21基の購入補助を行いました。
- ・5の自治会及び12の小中学校で、出前講座を実施しました。
- ・自治会等を対象に寒川広域リサイクルセンター、環境事業センター、最終処分場等の施設見学会を12回実施しました。



「ごみ通信ちがさき」春号

リユース（繰り返し使う）の推進【環境政策課・環境事業センター・市民相談課】

- ・「ちがさき環境フェア」において、梅田小学校運営委員の児童が古本回収プロジェクト(FKP)を行い555冊の古本を回収しました。集めた古本の売却益14,360円は、緑のまちづくり基金及び太陽光発電設備普及啓発基金にそれぞれ寄附しました。
- ・収集した大型ごみの中から、リサイクルが可能なもの(主に家具類)を選別し、修理・補修を行った後、リサイクル品展示室に展示して希望する市民の方への提供を395件行いました。
- ・環境フェアにおいて、「もったいないジャパン不用品回収イベント」や、環境事業センターによるリサイクル家具展示・抽選申込、古本市、おもちゃ病院等を開催し、再利用の促進をPRしました。



FKPの寄付金贈呈式の様子

リサイクル（資源として再生利用する）の推進【環境政策課・資源循環課・環境事業センター】

- ・使用済み小型家電の回収ボックスを市役所や公民館、イオンなど29箇所に設置し約3tを回収しました。また、民間事業者と協定を締結し、宅急便によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を実施、約11tを回収しました。
- ・剪定枝の収集運搬・処分方法について事業者とヒアリングを行い、必要な経費を算定するとともに、剪定枝の定義や収集方法等、令和2年度以降の導入に向けた具体的な事業スキームを検討しました。
- ・インクジェットプリンタ用の使用済みインクカートリッジを回収し、リサイクルする「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」を市役所本庁舎など3箇所で行い、約15.63kgを回収しました。
- ・「ごみ通信ちがさき」を10月に発行し、家庭系ごみに多く含まれるプラスチック製容器包装類や未利用食品について特集し、ごみの減量化・資源化を促しました。また、3月には、雑紙の分別に特化した「知ってる？紙の分別」チラシを全戸配布し、古紙類の資源化について啓発を強化しました。

施策の方針 4.2 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進【資源循環課・環境事業センター】

- ・ごみ排出量の多い上位 50 社に対し事業所を訪問し、ごみ集積場所を現場確認しながらヒアリング及び排出指導を行いました。
- ・多量排出事業者(年間約 60t 以上)の 23 社より減量化計画書を提出していただきました。

施策の柱5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり

施策の方針 5.1 市民・事業者への普及啓発や情報発信

環境に関するイベント・講座の実施【環境政策課】

- ・「ちがさきエコネット(※)」の運用を継続し、平成30年度末までに「ちがさきエコファミリー(※)」の参加世帯数は424世帯、「エコ事業者(※)」の登録事業者数は16社となりました。
- ・大人から子供まで楽しみながら未来の暮らしと地球環境のために自分でできることを発見できるイベント、「ちがさき環境フェア」を開催しました。

日時・会場	平成30年10月20日(土) 茅ヶ崎市役所本庁舎1階、4階、分庁舎5階、6階、総合体育館前庭、中央公園
参加者	約2,000人
内容	・市民活動団体、事業者、行政などによる環境活動に関するパネル展示やワークショップ ・化学実験を通して、環境について考える講演を実施 ・電気自動車(EV)及び燃料電池自動車(FCV)の試乗・同乗体験会 ・茅ヶ崎産の食材を活用した飲食ブース「ちがさきエコ・マルシェ」の実施など

- ・環境に関する施設見学会の開催

湘南エコウェーブ(※)の事業として、環境に関するエネルギー関連施設の見学会を実施しました。

見学会の名称	対象	見学先	参加者
親子環境バスツアー	小学生と保護者	・横須賀市リサイクルプラザ ・クリクラ中央研究所(㈱ナック)	37人
秋の環境バスツアー	18歳以上の市民	・酒匂川流域下水道左岸処理場 ・アサヒビール(㈱神奈川工場)	35人



親子環境バスツアーの様子
～クリクラ中央研究所～

環境教育の実施【環境政策課・学校教育指導課】

- スクールエコアクション(※)の一環として、「ちがさき環境フェア」で第一中学校、鶴嶺中学校及び松林中学校の生徒が日頃の環境活動を発表し、活動の様子を学校外へ発信しました。また、小・中学校9校が作成した環境に関する作品(環境新聞やイラスト、写真など)の掲示を行いました。
- ・学校での環境学習の支援として市役所の職員が市内小中学校で出前授業を実施しました。また、学校教員への総合学習の支援として、教員向けの環境情報を記載した「環境学習 News」を2回発行しました。

実施内容	取り組み結果	担当課
千ノ川水質調査	中学校1校	環境保全課
ごみの分別	小学校10校、中学校2校及び5自治会	資源循環課
みどりの基本計画や自然環境	中学校のべ4校	景観みどり課
副読本「バッカー君のごみ探検」の作製配布	小学4年生に配布	資源循環課

施策の方針 5.2 市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり【環境政策課】

- ・住宅に設置した太陽光発電設備によって発電した電力のうち、自宅で使用した電力の環境価値(※)を取りまとめ、市内企業等のカーボン・オフセット(※)としてご活用いただく「茅ヶ崎おひさまクレジット(※)」事業を継続して実施し、(株)湘南貿易の協力を得て平成30年12月開催の湘南国際マラソンでランナーが着替えを入れる(エコ袋)のカーボン・オフセットにクレジット(5t-CO₂分)が、また、(株)オーテックジャパンの協力を得て環境フェア2018で来場者1人当たり1kg相当のカーボンオフセットにクレジット3t-CO₂分を活用していただきました。



カーボン・オフセットされたエコ袋

(5) その他の施策の実施状況について

イ その他施策の実施状況に対する温暖化対策推進協議会指摘事項

■ 平成30年度の温暖化対策推進協議会指摘事項と市の対応

温暖化対策推進協議会指摘事項

本項目の大半は、庁内各課との連携が不可欠であり、その取り組みが続けられている点は良い。こうした積み重ねがあるがゆえに、今後も、さらなる連携強化による成果の蓄積に期待したい。そして、それら実績をもとに適切にPDCAをサイクルさせ、多様なメディアを用いた普及啓発活動を続けつつ、動きのある、目に見える取り組みの継続を期待する。

事業者による小中学校への環境教育が実施されているので、行政組織の横連携による環境教育も可能なはずであることから、検討してほしい。

「施策の方針」と、その下の具体的な施策との関係は、よく整理すべきである。たとえば、「事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援」の中に「環境に配慮した農業・漁業の促進」が入っているが、ソーラシェアリング等の取り組みの方が関連性は強い。このように、関連する施策をさらにうまく結びつけてもらいたい。



指摘事項に対する市の対応

令和元年度中に対応・実施しているもの

・7月15日号の広報紙の1面に夏の省エネについての特集記事を掲載しました。家庭でできる省エネ行動について、年間のCO₂削減効果はもちろん、節約効果についても併せて記載し、省エネが環境だけでなく家計にもやさしいことを周知するとともに、省エネナビ、エコワットの貸し出しの周知、ちがさきエコネットにおける「環境家計簿」の紹介、省エネコンテストやリサイクル施設や工場など、他自治体や民間企業の環境への取り組みする「親子環境バスツアー」などのイベントの紹介など、家庭での省エネについて考えていただくための情報提供を行いました。

令和2年度以降に対応予定のもの

・温暖化防止に向けた新たな都市システムの構築や、自転車利用の促進については引き続き関係課と連携しながら取り組みを進めていきます。

■ 令和元年度の温暖化対策推進協議会指摘事項

施策の実施状況に対する協議会指摘事項

さまざまな取り組みを、庁内各課との連携により推進していること、そして、それらの取り組みが継続して行われていることが評価に値する。例えば、低炭素まちづくりの推進においては、物理的なまちづくりとともに、啓発や情報発信も大切である。それらの取り組みにより、低炭素化にむけた啓発の成果が表れている点は良い。今後も継続してほしい。

他方で、ちがさき環境フェアの単年度の参加者数減少は課題である。より魅力的な企画を考えてほしい。また、コミュニティバスに代表される乗り合い交通の充実も、欠かすことはできない。運行計画やバス自体の効率性なども考慮して、適切な運行をめざし、検討すべきである。

本項目の全体的な課題は、どのように温室効果ガス排出を減らすことができたか、温暖化防止の観点から指標を設定することである。これには、庁内各課の連携が求められる。また、今後とも予算措置は必要不可欠といえる。これらを踏まえ、時代に見合った適切な次期計画が求められている。